

視座

郡市医師会における公益社団法人の取り組み

宮城県医師会常任理事

横山 義正

はじめに

戦後、日本医師会及び都道府県医師会と郡市医師会は民法第34条に基づき、営利を目的としない公益に関わる社団法人として法人格を得ていった。塩釜市（現宮城県塩釜）医師会も、昭和23年1月に民法上の社団法人として宮城県知事より認可を受けている。

公益法人制度改革について

民法第34条に基づく公益法人は明治29年の民法制定以来110年を経ており、公益を目的とする法人として主務官庁の許可を得て設立されてきた。しかし、永年の経緯のうち制度疲労を起こしてきていた。

今回の制度改革は、民間非営利組織の健全な発展を図り、「民による公益の増進」を目指して法律改正がなされたものである。

制度改革の概要について

これまで公益法人は主務官庁による公益性の判断と設立許可を必要としていた。その結果、しばしば官による法人との癒着を生じる傾向があった。かかる弊害を除去し民間の公益性をより活性化していくとしたのが、このたびの改革の目的である。

今回の制度改革により、従来の社団法人は一般社団法人か公益社団法人のいずれかを選択しなければならない。移行猶予期間は、平成20年12月1日から平成25年11月30日までの5年間である。その間に移行申請しないと法人は解散したものとみなされ法人格が失われ、今まで社団法人として蓄積された財産の一定額は他の公益法人や制令で定められる法人、または地方公共団体に寄付されることになる。なお、旧法人は、移行期間の間は、特例民法法人として引き続き従来通りの運営ができる。

公益法人に移行するメリットについて

公益法人になるメリットは、1) 名称独占：公益認定を受けていない法人と区別され寄付などの社会的支援を受けやすくなる。2) 寄付金税制の優遇：寄付を行う個人や法人の所得課税について、所得税、法人税、及び相続税並びに地方税の課税に優遇措置がある。3) 公益目的事業について：各事業年度の収益事業から生じた所得のみに課税することになる。4) また収益事業から得た所得について：その50%以上を公益事業に充当すれば、その部分は損金に算入され、課税対象からはずれることになる。

宮城県塩釜医師会の取り組みについて

宮城県塩釜医師会ではこの制度改革にあたり、公益法人制度改革検討委員会を設置し特例民法法人を

経て公益社団法人への選択をしたいとの会長の方針が示された。それに基づき同制度改革検討委員会（宮田委員長）は、第1回平成20年6月24日、第2回同11月24日、第3回平成21年9月25日、第4回平成22年2月5日、第5回同5月6日、第6回同5月21日の委員会（研修会含む）を開催し、公認会計士事務所の協力を得て平成20年の会計基準に合った財務諸表の作成に当たるとともに、当医師会諸事業の公益性を検討することになった。事業とは医師会事務局（一般会計）、臨床検査（健診）センター事業、准看護師養成事業、訪問看護ステーション事業、その他の事業として予防接種、乳幼児健診、学校医、産業医等の多くの諸活動がある。今回はこれらの諸活動についてはふれないことにした。



- 1) 当時の宮城県塩釜医師会の財務諸表の作成はまだ平成16年の会計基準さえ未対応であった。まず、できるだけ速やかに平成16年基準に基づく財務諸表を作成することが必要となった。そのため、パソコンを利用した会計ソフト導入、伝票を起票し、パソコンの入力と内部管理の諸資料を作成する新たな経理職員を雇用した。
- 2) 移行のためのアドバイザー業務と財務諸表を作成するため公認会計士事務所の関与が必要となり市内の赤石公認会計士事務所と契約した。
- 3) 会計事務所によれば平成20年4月11日「公益認定等委員会決定」により公表された「公益法人会計基準、及び同運用指針」に基づいた財務諸表を作成することが求められている。ただし、同運用指針付則2において特例民法法人はこの日以降の最初の事業年度に係る財務諸表は平成16年改正会計基準で作成することが認められる。これを当てはめ、平成20年度決算（平成21年3月期）と平成21年度決算（平成22年3月期）までは平成16年改正会計基準で作成できる。

第3回委員会では赤石公認会計士より平成21年度のスケジュールが提示された。

1. 平成21年度決算では、平成16年公益会計基準に基づく決算書類の作成。
2. 移行認定申請書の作成練習：電子申請のためのIDナンバー取得。
3. 平成22年度には、平成20年公益法人会計基準の決算書作成可能。

医師会諸事業のグループ化

当会事業を医師会事務、地域医療支援事業（臨床検査、住民健診、准看護養成事業）と訪問看護事業とし地域医療支援事業はグループ内の事業全体で収支相償を計り、公益目的事業比率を50%以上とする方針である。一方、訪問看護ステーションは収益事業として残すことにした。

定款改正案について

定款はその法人の歴史や個性があり、それを尊重しながら社団法人としての公益法人認定法に適合したものとしていく必要がある。平成22年3月に日医で検討されてきた「社員総会制を敷く郡市区等医師会定款変更案」が示された。それに基づき8月2日当会の諸規定検討委員会が開催され、旧定款の意図を含め、公益法人としての新定款案を作成し、内容等について宮城県医療整備課に指導を求めた。

さいごに

宮城県塩釜医師会は社団法人として地域の公益事業に取り組み、すでに60年の実績を保持してきた。今回の改革により新たな公益法人を目指すことになり、困難な移行について段階を踏んだ対応が必要となった。例えば、会員への説明会、理事会での法人選択の意思決定、総会における法人選択や定款の承認、移行認定申請決議等々まだクリアすべきことは多い。